

2025 年度 町田市耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目標

町田市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、耐震化の支援を行うことで住宅所有者の経済的負担の軽減を図り、耐震化の啓発を行うことで耐震化を促進させることが重要である。

このため町田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価することで、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

社会資本総合整備計画の資料として位置付ける。今後、町田市耐震改修促進計画の改定の際、正式に促進計画に位置付けるものとする。

3. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、町田市全域とする。

4. 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建築工事に着手した全ての木造の戸建て住宅及び 2000 年基準（平成 12 年 6 月 1 日施行）以前に建築工事に着手した 2 階建て以下の在来軸組工法の木造の戸建て住宅（以下「81-00 住宅」という）とする。

5. 取組内容

ア. 財政的支援（詳細は市ホームページ等参照）

- i) 住宅の耐震診断費に対する一部補助の実施
- ii) 住宅の耐震改修費に対する一部補助の実施

イ. 普及啓発等

- i) 木造住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・ 耐震化を行っておらず、対象住宅を所有しかつ居住している住民に対して、ダイレクトメールを送付する。
対象住宅：約 38,000 戸
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・ 市補助事業を利用して耐震診断を行った木造住宅の所有者に対し、耐震診断終了時に改修工事の予定を確認し、補助制度の説明等を行う。
 - ・ 耐震診断後一定期間経過しても改修が行われていない木造住宅の所有者に対してダイレクトメールを送付し、耐震化の啓発を行う。
- iii) 改修事業者への技術力向上

- ・ 改修事業者に対し耐震改修工法等に係る説明会等を年 1 回実施する。
- ・ 耐震改修を検討している住宅所有者から要望がある場合は、耐震改修事業者リストの提供を行う。

iv) 一般への周知普及

- ・ 耐震改修の必要性について周知する。
- ・ 市内の対象建築物の所有者を対象に耐震相談会を年 1 回以上実施する。
- ・ 市ホームページに各種耐震助成事業を掲載する。

6. 目標と実績

ア. 2025 年度の目標

- ・ 簡易耐震診断 200 件
- ・ 精密耐震診断助成 50 件
- ・ 耐震改修設計助成 2 件
- ・ 耐震改修工事助成 20 件

イ. 前年度までの実績（1998～2024 年）

- ・ 簡易耐震診断 3,099 件
- ・ 精密耐震診断助成 953 件
- ・ 耐震改修設計助成 296 件
- ・ 耐震改修工事助成 315 件

7. 自己評価

ア. 前年度（2024 年度）の取組実績

- ・ 対象住宅を所有し、かつ居住している住民に対し DM を送付した。（年度ごとに配布エリアを定めて実施）
- ・ 市内の対象建築物所有者を対象に耐震相談会を実施した。
- ・ 81-00 住宅に助成対象を一部拡大した。

イ. 前年度（2024 年度）の課題

- ・ 旧耐震建築物に加え 81-00 住宅の耐震化を推進するため普及啓発を図るとともに、助成制度の整備をする必要がある。

ウ. 改善策

- ・ 81-00 住宅について、耐震化の必要性を精査し、次期耐震改修促進計画に位置づける。
- ・ 耐震診断後に耐震化が行われていない対象住宅所有者に対し、フォローアップ活動を行う。
- ・ 各種イベントの際に住宅耐震化の必要性や耐震診断・改修に係わる補助制度について積極的に普及・啓発していく。